

NEWくれしんGOODマネープラン定期預金

2026年6月23日現在

1. 商品名	・NEWくれしんGOODマネープラン定期預金						
2. 取扱期間	・2026年6月23日（火）～ 2027年6月30日（水）まで ただし、取扱期間中であっても、募集総額20億円に達した場合は、取扱いを終了させていただくことがございます。						
3. 販売対象	・個人（個人事業主含む）						
4. セット内容	・投資信託（※1）と同時にお申込みください（ただし契約金額50万円以上）。 ・ニューマネー（※2）によるお申込みの場合は、投資信託（※1）の契約金額（50万円以上）の5倍以下とし、投資信託申込から1ヵ月以内にお申込み下さい。 なお、お申込みできる店舗は投資信託をお申込された店舗に限ります。 ※1 投信インターネット限定商品および投信インターネットサービスにより購入された場合は対象外となります。定時定額取引による購入は対象外となります。 ※2 ニューマネーとは、「現金」または「定期預金の預入日から遡り、2ヵ月以内に新たにお客さまの口座にご入金された資金」を言います。当庫普通預金、定期預金からの振替、当庫に預入されている各種預金を解約、もしくは出金し、他行に預入後、その資金を再度現金もしくは振込等により入金した場合はニューマネーの対象外となります。						
5. 期 間	・1年 ・自動継続（元金継続、元利金継続）のみの取扱いとなります。						
6. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上10億円未満で同時にお申込みいただく投資信託の契約金額以下 ・ニューマネーによるお申込みは10万円以上10億円未満でお申込みいただく投資信託の契約金額の5倍以下 ・1円単位						
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。						
8. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利 2.000%（税引後1.593%） ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期（1年）の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算						
9. 税 金	・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。						
10. 手数料	—						
11. 付加できる特約事項	・預入形態は、証書式および通帳式（総合口座を含む）とします。 ・総合口座とした場合「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。						
12. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第3位以下切捨て、下記による計算が解約日の普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 期間別中途解約利率一覧 <table><tr><td>預入期間</td><td>適用金利</td></tr><tr><td>6ヵ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>6ヵ月以上1年未満</td><td>約定年利率×20%</td></tr></table>	預入期間	適用金利	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定年利率×20%
預入期間	適用金利						
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率						
6ヵ月以上1年未満	約定年利率×20%						
13. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。						

14. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-32-8883）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
15. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。

